

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則

(昭和48年 2月14日制定)

改正 昭和48年 3月28日	昭和61年 3月 6日	平成10年 2月25日	平成21年 3月 3日	平成31年 2月 4日
昭和48年12月14日	昭和62年 3月11日	平成11年 2月15日	平成22年 2月12日	令和 2年 2月 7日
昭和49年 2月14日	昭和63年 3月 1日	平成11年10月19日	平成22年 7月 1日	令和 3年 2月18日
昭和50年 3月14日	平成元年 3月 7日	平成12年 2月22日	平成23年 2月 4日	令和 4年 2月 7日
昭和52年 3月 2日	平成 2年 2月26日	平成12年 5月25日	平成24年 1月10日	令和 5年 2月 6日
昭和53年 3月 7日	平成 2年 6月11日	平成13年 2月26日	平成24年 3月26日	令和 6年 2月 9日
昭和54年 3月 6日	平成 3年 3月13日	平成14年 2月21日	平成25年 1月17日	令和 8年 2月 6日
昭和56年 2月26日	平成 4年 2月25日	平成15年 2月 6日	平成25年 2月27日	
昭和57年 2月25日	平成 5年 3月 3日	平成15年 5月29日	平成25年 5月29日	
昭和58年 2月24日	平成 6年 2月28日	平成16年 2月20日	平成26年 1月16日	
昭和59年 2月28日	平成 7年 2月16日	平成18年 2月21日	平成27年 2月 9日	
昭和59年10月16日	平成 7年 5月25日	平成19年 5月30日	平成28年 5月24日	
昭和60年 3月13日	平成 8年 2月19日	平成20年 2月21日	平成29年 3月 3日	

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第3条の規定により、会員に対し行う給付の額、条件等について定める。

(用語の意義)

第2条 この規則で「被扶養者」とは、公立学校共済組合の被扶養者及びこれと同一の認定基準によって会員の被扶養者として認定された者をいう。

2 この規則で「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 会員又は会員であった者の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 会員又は会員であった者の子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者を除くほか、会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 会員又は会員であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

(支払未済の給付の受給者)

第3条 会員又は会員であった者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第4条 会員又は会員であった者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は第2条第2項の順序とし、同項第2号又は第4号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。

2 前項に掲げる者のほか、給付を受けるべき遺族の順位については、公立学校共済組合の例により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときの給付の方法についてもまた同様とする。

(給付の請求手続)

第5条 この規則による給付は会員若しくは会員であった者又はその遺族の請求によって行う。ただし、第8条第1項に規定する場合は、請求を要しないものとする。

2 この規則による給付を受けようとする者（前項ただし書に規定する場合を除く。）は、所定の様式による請求書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 この規則による給付を受けようとする者が、千葉県条例の適用を受けない者にあつては、県条例に準じて判断するものとする。

(給付の制限)

第6条 この規則による給付は、その原因である事実が発生した日から3年以内に請求があつた場合に限りこれを行うものとする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 給付の請求があつた場合において、次の各号の一に該当すると理事長が認めたときは、給付の一部又は全部を行わないことがある。

(1) 事実を偽って給付を請求したとき。

(2) 会費納入の義務を履行しないとき。

(3) 故意に給付の原因となる災害等の事故を生じさせたとき。

(給付金からの控除)

第7条 会員が会員の資格を失つた場合において、その者又はその者の遺族に支給すべき給付金があり、かつ、その者が互助会に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(入院費補助金)

第8条 会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については1日につき500円、被扶養者については1日につき300円を支給する。

2 入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して180日を超えないものとする。

3 公立学校共済組合員で保険証等を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第1号による入院費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

(結婚祝金)

第9条 会員が婚姻したときは、結婚祝金として40,000円を支給する。ただし、会員期間を通算して1回のみとする。

2 結婚祝金の支給を受けようとする者は、別記様式第2号による結婚祝金請求書を理事長に提出しなければならない。

(出産見舞金)

第10条 会員又はその被扶養者が出産（妊娠85日以上異常分べん又は母体保護法に基づく妊娠85日以上胎児の人工妊娠中絶手術をした場合を含む。）したときは、出産見舞金として胎児1名につき10,000円を支給する。

2 出産見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第3号による出産見舞金請求書に医師又は助産師の証明書を添えて理事長に提出しなければならない。なお、第18条第2項及び第19条第2項による提出を併せて行うことができる。

(退職慰労金)

第11条 削除

(退職慰労金の特例)

第11条の2 削除

(市町村合併の特例)

第11条の3 削除

(弔慰金)

第12条 会員(再任用会員を除く。)が死亡したときは、弔慰金として300,000円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として50,000円を、その遺族に支給する。

2 会員(再任用会員を除く。)の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として30,000円を、再任用会員の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として25,000円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。

3 弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第4号による弔慰金請求書に死亡の事実が確認できる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(災害見舞金)

第13条 会員が水震火災その他の非常災害によってその住居又は家財に損害を受けたときは、別表1に掲げる区分により災害見舞金を支給する。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する激甚災害の発生により損害を受けたときは、別表2に掲げる区分により災害見舞金を支給する。その他特別の事情があるときは、別表2に掲げる区分及び支給額にかかわらず、理事会の議決を経て別表1のとおり支給する。

2 災害見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第5号による災害見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。

(人間ドック等補助金)

第14条 会員又はその被扶養者が人間ドックを受けたときは、次の区分により人間ドック補助金を支給する。

(1) 会員 15,000円

(2) 会員の被扶養者 5,000円

(3) 60歳又は60歳未満で勸奨により退職する会員(ただし、1日(日帰り)人間ドックを受けたときに限る。) 健診料全額に相当する額

2 30歳以上の会員(再任用会員を除く。)が、脳ドックを受けたときは、3年度に1回に限り、脳ドック補助金として10,000円を限度に支給する。

3 人間ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第6号による人間ドック補助金請求書を、第1項第3号のうち勸奨により退職する会員は、別記様式第6号の2による人間ドック補助金請求書(勸奨退職者用無料1日人間ドック)を、前項に規定する脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第6号の3による脳ドック補助金請求書を、それぞれ理事長に提出しなければならない。

(福祉施設利用補助金)

第15条 会員又はその被扶養者がこの互助会の指定する福祉施設を利用したときは、福祉施設利用補助金として1泊1,000円以上の支払につき1,000円を支給する。

なお、同施設を利用する時は、連続2泊を限度として支給する。また、公務による宿泊時には支給しない。

2 福祉施設利用補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第7号による福祉施設利用補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

(入学祝金)

第16条 会員の被扶養者が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に入学したときは、入学祝金として1人につき10,000円を支給する。

2 入学祝金の支給を受けようとする者は、別記様式第8号による入学祝金請求書を理事長に提出しなければならない。

(長期療養者見舞金)

第17条 会員が病気又は負傷し長期の療養を要するときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を長期療養者見舞金として支給する。ただし、次の各号のいずれの場合にも該当しない者に対する支給額は理事長が決定する。

- | | |
|--|----------|
| (1) 結核及び公務災害による休職者 | 10,000円 |
| (2) 給料月額100分の80を支給される病気休職者 | 20,000円 |
| (3) 給与を支給されない病気休職者であって公立学校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される者 | 50,000円 |
| (4) 給与を支給されない病気休職者であって公立学校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない者 | 150,000円 |

2 長期療養者見舞金は毎年4月1日及び10月1日のその日を単位として年2回支給するものとする。

3 長期療養者見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第9号による長期療養者見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。

(妊婦健康診断補助金)

第18条 会員又はその被扶養者が妊娠し、医師又は助産師の健康診断等を受けたときは、妊婦健康診断補助金として1回の妊娠につき6,000円を支給する。

2 妊婦健康診断補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第3号により妊婦健康診断補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

なお、第10条第2項及び第19条第2項による提出を併せて行うことができる。

(育児補助金)

第19条 会員又はその被扶養者が出産したとき(引き続きその生まれた子を育てないときを除く。)は育児補助金として新生児1名につき16,000円を支給する。

2 育児補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第3号により育児補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

なお、第10条第2項及び第18条第2項による提出を併せて行うことができる。

(看護休暇給付金)

第20条 会員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)における介護休業等(以下「看護休暇」という。)を取得したときは、看護休暇給付金として看護休暇により勤務に従事しなかった期間1日につき、7,000円を支給する。

ただし、半日又は時間単位で看護休暇を取得した日については、支給しない。

2 看護休暇給付金の支給期間は、要看護者の各々が看護を必要とする一の継続する状態ごとに、看護休暇の日数を通算して事業年度内120日(週休日、祝日及び年末年始又はそれらの代休日を除く)を超えないものとする。

ただし、公立学校共済組合(雇用保険法等の適用を受ける会員にあっては、「雇用保険法」をいう。)等による看護休暇給付金相当の支給期間は、当該給付の対象から除算する。

3 看護休暇給付金の支給を受けようとする者は、看護休暇を取得後、別に定める様式による看護休暇給付金請求書を理事長に提出しなければならない。

4 削除

(医療費補助金)

第21条 削除

(海外研修旅行補助金)

第22条 削除

(育児休業補助金)

第22条の2 削除

(眼鏡購入補助金)

第22条の3 削除

(はり、きゅう、マッサージ施術料補助金)

第22条の4 削除

(補聴器購入補助金)

第22条の5 削除

第23条 削除

(カルチャースクール補助金)

第24条 削除

(自己啓発等研修助成金)

第24条の2 削除

(遺児給付金)

第25条 死亡した会員の被扶養者である子で、年度末における満年齢が18歳以下の者(以下「遺児」という。)に遺児給付金を支給する。

2 遺児給付金の額は、18から会員死亡時の遺児の年齢を除いた年数に50,000円を乗じて得た額に200,000円を加算した額を給付する。

3 遺児給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第10号による遺児給付金請求書を理事長に提出しなければならない。

ただし、18歳未満の遺児が支給を受けようとする場合は請求代理者(親権者又は未成年後見人)が請求することとし、遺児の親権者又は未成年後見人であることを証明する書類を添えなければならない。

(予防接種補助金)

第26条 会員がインフルエンザ予防接種を受けたときは、1,000円を限度に予防接種補助金を給付する。ただし、事業年度内に1回とする。

2 予防接種補助金の給付を受けようとする者は、別に定める様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(長期会員慰労旅行助成)

第27条 会員期間が、10年、20年、30年となった会員には、以下のとおり旅行券を配付する。

(1) 10年旅行助成 旅行券10,000円分

(2) 20年旅行助成 旅行券20,000円分

(3) 30年旅行助成 旅行券20,000円分

2 所属長は、該当の者がいるときは、該当者名簿を理事長に提出しなければならない。

3 その他、必要な事項は、別に定める。

(細則の制定)

第28条 この規則に定めるもののほか、給付事業の処理に関し必要な細則は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年2月14日から施行し、昭和47年12月23日より適用する。

附 則

この規則は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年12月 4日から施行し、昭和48年10月 1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年 2月14日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

(経過規定)

2 改正前の第8条第3項の規定により請求を要する者で、現に請求していないものについては、この規則の施行の日に請求があったものとみなして入院費補助金を支給する。

附 則

この規則は、昭和50年 3月14日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 3月 2日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 6月18日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年 3月 6日から施行し、昭和54年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 6月11日から施行し、平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 5月25日から施行し、改正後の財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則は、平成 7年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 4 条の改正規定 平成11年 4月 1日

(2) 第 2 1 条の改正規定 平成10年 7月 1日

(3) 第 2 2 条の改正規定 平成10年10月 1日

(経過措置)

2 平成13年 3月31日までの退職慰労金については、なお従前の例による。

3 平成10年 6月30日までに医療診療を受けた者に対する医療費補助金の支給については、改正後の規則第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年 3月31日から施行し、平成11年 4月 1日より適用する。

附 則

この規則は、平成12年 5月25日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年 2月26日から施行し、平成13年 4月 1日から適用する。ただし、第 2 2 条の 2 第 3 項の規定は平成12年12月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成15年 2月 6日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。ただし、第 1 0 条、第 1 8 条及び第 1 9 条の改正規定は平成14年10月 1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の第 2 2 条の 3 に係る第 6 条の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則の一部改正は、平成15年 5月29日から施行し、平成15年 6月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成16年 2月20日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成18年 2月21日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成19年 5月30日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第17条第1項第3号、第4号及び第3項に定める別記様式第9号の改正規定は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 7月 1日から施行し、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

なお、この規則の施行日前に取得した看護休暇の期間は、施行日後に取得する看護休暇の期間と通算しないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 第11条から第11条の3までの規定にかかわらず、平成25年1月17日から平成25年3月31日までの間に資格を失った会員に対する退職慰労金の給付については「財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則」によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

2 第27条の規定にかかわらず、平成26年4月1日に会員期間が11年から19年までの会員に旅行券10,000円分、20年の会員に旅行券30,000円分を配付する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 2月 4日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年 2月 7日から施行し、令和2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年 2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年 2月 7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年 4月 1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和7年 4月 1日から適用する。